

# JET Report

ジェット レポート

vol. 22  
Autumn



財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

# CONTENTS

FOUR SEASONS／季語

## 菊枕(きくまくら)



白妙の菊の枕を縫ひ上げし  
(久女)

菊の紋はともかく、栽培菊は奈良時代に渡来して以来日本人の好む花の代表のひとつで、菊人形は秋の風物詩でもある。さまざまな品種が開発され、観賞用はもちろんのこころ、食用にも使われて料理に彩りを加えている。

それだけではない。菊枕というのもあるそうだ。干した菊の花を入れて作る枕で、邪気払いの効能があるという。現代風にいえばアロマテラピーとも言えようか。なんとも風流で贅沢な枕である。きっと良い夢を見るに違いない。

FOUR SEASONS

## 季語一 菊枕(きくまくら)

JET SCOPE

### 韓国現地でのPSE適合性検査の実施

海外トピックス

### ヨルダンの安全規制始まる

規格解説コーナー

### 製品規格に適用される絶縁距離 - 3

## 台湾ぶらぶら紀行

Conference Report

### PASC会議のセッションに参加して

### 電気カミソリ用充電器の発火事故に伴う 技術基準の改正について

JET INFORMATION

### 電気製品のIEC整合規格対応に向けて ～JET認証部品等登録サービスとCMJ登録のおすすめ～

相談事例集

### 皆様のご相談にお答えします

試験現場NOW 〈14〉

### 横浜事業所 冷機グループ

JETの試験設備 〈14〉

### 環境試験室

1

2

3

4

6

7

7

8

9

10

## 韓国での PSE適合性検査の実施

特定電気用品を日本へ輸出する場合、電気用品安全法に基づく適合性検査証明書の発行を受けなければなりません。この度、韓国の認証機関である韓国産業技術試験院(KTL)の協力により、「お申し込みから適合性検査証明書の取得まで」の試験の手続きが、KTLで実施できるようになりました。

### 適合性検査証明書取得の方法

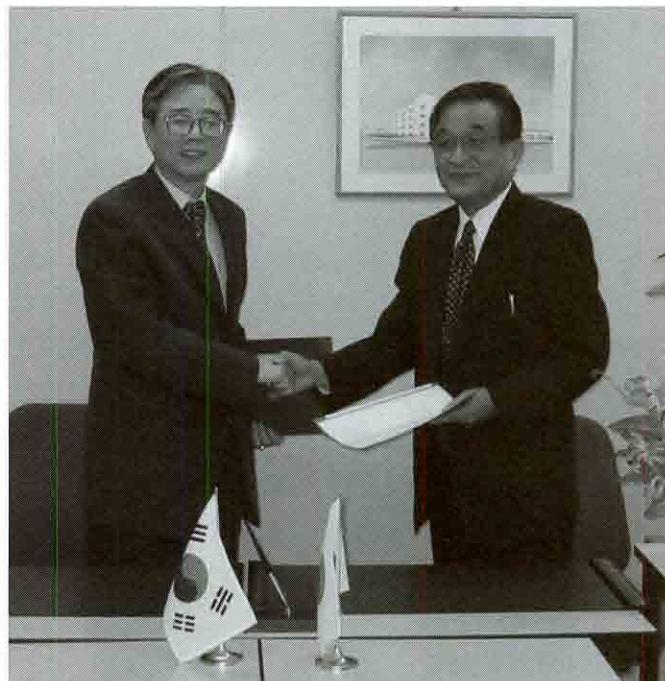
韓国の申込者は、KTLに適合性検査証明書取得のための申込を行い、KTLは以下の適合性検査を行います。これにより申込者はKTLをとおしてJETから適合性検査証明書を取得する事が可能になりました。

#### (1) 合適性試験

KTLが、電気用品安全法の技術基準に従って製品試験を行い、その試験レポートをJETが活用します。

#### (2) 検査設備確認(工場調査)

適合性検査を受ける製品の、検査設備を確認するためにKTLが工場を訪問します。KTLの確認報告書をJETが活用します。



### KTLが行う適合性検査の範囲

KTLは、下記の事業区分にしたがって試験および検査設備確認を行います。

#### 【事業区分】

- (1) 電線
- (2) ヒューズ
- (3) 配線器具
- (4) 変圧器および安定器
- (5) 電熱器具
- (6) 電動力応用器具
- (7) 電子応用機械器具
- (8) その他の交流電気機械器具
- (9) 携帯発電機

(注)技術基準の省令第1項に基づく検査の場合は、品目が限定されますのでご相談下さい。

### 韓国への輸出向けサービス

韓国の電気用品安全管理法に基づき、韓国に輸出するためにはEKマーク(同管理法に基づく認証マーク)を製品に付けることが要求されています。JETに申請頂ければ、KTLとの協力で迅速に認証書を取得することができます。

これまで多くの方々からの要望に基づきEKマーク取得のサービスを行ってきております。その経験を生かし、より迅速なサービスを心がけていきますのでご利用下さい。

(国際事業部)

## ヨルダンの安全規制始まる

ヨルダン政府は、2003年9月1日よりヨルダン市場に供給される製品の健康及び環境、安全、品質そして消費者保護の目的のため、新しい適合検査制度（IPCCP：International Product Conformity Certification Program）を導入しました。日本から輸出される製品は、IPCCPの手続きに従って検査されます。

### 対象分野

1. 玩具及び自転車
2. 電気・電子製品
3. 自動車及びタイヤ
4. 身体保護具
5. 食料品

### 手続き

ビューロベリタス（Bureau Veritas：BV）とヨルダン当局（Jordan Institution for Standards and Metrology：JISM）との契約のもとに、ヨルダンに輸出される対象製品がJISMの定めた所定の規定を満足するものであるかどうかを、BVが船積み前に試験・検査・審査を行い、規定を満たすと判断されたものについては輸出業者に対し通関時に必要となる適合証明書（Certification of Conformity：COC）を発行することになっております。

### 製品試験の適用規格

安全試験はIEC規格、またはEN規格に従って実施されます。

EMCは現在のところ要求されていません。

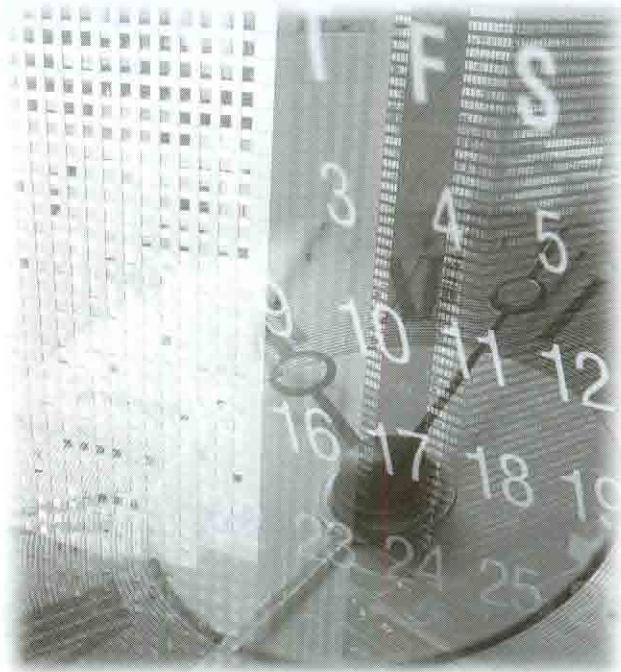
### JETの役割

JETはCOC発行の前提となる安全試験のできる電気・電子製品の登録試験所としてJISMに申請をしており、登録終了後、上記対象分野の2.について次の製品の試験をBVジャパン（BVの日本法人）の依頼に基づき行うことができます。

### JETが試験を実施することができる項目

No	品目名	規 格	備 考
1	電線・ケーブル	IEC60227-1,3,4,5	
2	AV機器	IEC60065	TV、ラジオ、ビデオ
3	電子レンジ	IEC60335-2-25	
4	冷蔵庫	IEC60335-2-24	
5	電気掃除機	IEC60335-2-2	
6	IT機器	IEC60950	パソコン、ファックス、テレックス、コピー機
7	衣類乾燥機	IEC60335-2-43	
8	エアコン	IEC60335-2-40	
9	電気オーブン等調理器	IEC60335-2-9	

JETでは、既に電気製品の安全規制が実施されているサウディアラビア、クエートへの輸出に際し、当局から認められた試験所として、COC取得のための依頼試験を承っておりますので、併せてご活用下さいますようお願い致します。



(国際事業部)

# 製品規格に適用される絶縁距離 - 3

前号までに、IEC60664-1で扱われる空間距離と沿面距離を中心に規格の概要を紹介させていただきましたが、IEC60664-1ではもう1つ固体絶縁についても規定しています。しかし、固体絶縁に関してIEC60664-1を引用している製品規格は少ないとから、この内容のご紹介は省略させていただき、IEC60664-1がJIS化されるときに問題となった事項、および今後の動向についてご説明させていただきます。

### 3. JIS化にあたって問題となった事項

日本においては、現行JIS C 8371で漏電遮断器に対して、衝撃波不動作確認を目的としたインパルス試験が適用されています。この試験電圧は、7kVとなっています。また、JIS C 1211の電力量計では、故障を考慮してインパルス試験を適用しています。この試験電圧は、6kVです。これらの試験電圧は、漏電遮断器や電力量計の定格電圧に依らず一定となっています。

すでに紹介させていただきましたように、これらの機器はIEC60664-1では過電圧カテゴリーⅢまたはⅣに分類されます。過電圧カテゴリーⅣでは、対地電圧が100V（日本の配電事情）の場合、これらの定格インパルス電圧は2500Vとなります（Vol. 20参照）。この値が、上記のJISに比べて不十分ではないかという問題点が提起されました。

しかし、ここでもう1つ考慮しておく必要があるのは、現行では定格電流によって空間距離が決定される配線用遮断器や漏電遮断器等の開閉器を除いて、製品安全規格における空間距離の規定値は、JIS、IECおよび電安法技術基準とも現行では一般的に機器の定格電圧ごとに異なった規定値となっています（100Vよりも200Vの方が厳しい規定となっています）。この空間距離の規定値を漏電遮断器等のインパルス試験と同様に電源電圧によらない一定基準（100Vと200Vを同じ規定値）にすることは、現行基準（規格）および規格の国際整合化の観点からはかな

り難しいとされました。

この問題点の解決をはかるため、日本の漏電遮断器等の試験が機器全体の耐インパルス性能（故障等に対する性能を含む）であるのに対し、IEC60664-1は機器の部分的な空間距離（感電および火災保護のみ）を規定することが目的であるという整理を行い、Vol. 20で紹介した定格インパルス電圧は機器の耐インパルス性能とは直接関係させない（別検討）という結論に至りました。

ただし、IEC60664-1では対地電圧100Vは、電源電圧60V程度を想定しているということがわかっており、日本の電源電圧を想定したものでない（非常に低い電圧である）ことから、日本の標準電圧100Vは、150Vと同じ値（過電圧カテゴリーⅣが4000Vとなるレベル）を採用することにしました。結果として、IEC整合JIS案としては、空間距離の規定に対して以下の扱いをすることになりました。

- A. 定格対地電圧100V（単相100／200V）については、過電圧カテゴリーⅣが「4kV」となる欄を適用する。（単相3線式200Vは、この分類になる。）
- B. 定格対地電圧200V及び230V（三相デルタ結線1線接地）については、過電圧カテゴリーⅣが「6kV」となる欄を適用する。（変則V結線の動力回路は対地電圧170Vであるが、この分類になる。また、三相3線式及び変則V結線の1相を使用した単相2線式200V電源（対地電圧200V）は、この分類になる。）

電源電圧	定格インパルス電圧			
	引き込み口	屋内配線	電力消費機器	制限回路
150V	4000V	2500V	1500V	800V
300V	6000V	4000V	2500V	1500V

備考) 商用電源電圧100Vは150Vのラインを使用する。

前述の結果については、関連規格であるIEC60364-4-443に基づく設備基準にしたがって設備を整備する必要性、および機器故障に対する保護などの関連課題が残っています。

定格インパルス電圧に関する問題以外には、とくにプリント基板の機能絶縁に対して、他のTC(TC91等)での絶縁研究と検討が重なっていますが、双方にコンタクトがないことから、全く別の検討がされていることが問題となりました。これらの規格からみれば、IEC60664-1より性能的に寸法規定を短くすることが可能であるため、IEC60664-1が技術の進歩を妨げるおそれがあるのではないかと指摘されました。

しかし、IEC60664-1が適用される安全設計部分(主に感電保護用絶縁)と性能設計部分(主に機能絶縁)では、実際の製品において重なる部分がほとんどないため、今のところ大きな問題となっていないので、将来の課題と位置づけられました。

## 4. 今後の動向

JIS化において問題となった点(日本の標準電圧に対する規定の明確化)を国際規格に提案し、2002年10月の北京で開催されたTC109会議でこの問題が検討され、満場一致で受け入れられました。ただし、IEC60038(標準電圧)に日本の標準電圧に関する記述がなく、IECとしては、日本の標準電圧(100／200V)は標準として扱われていないことは問題であると指摘を受けています。IEC60664に限らず、IECを日本のJIS等に導入するには、日本の標準電圧に関する規定は絶対に必要と思われるため、今後は、IEC60038に日本の標準電圧を追加することも必要と考えます。

IEC60664シリーズは日本提案以外にも種々の検討予定がありますが、その中でもほぼ内容が確定しており、今後において発行および改正が予定されている規格は次のとおりです。

- ・ IEC60664-3(コーティングに関する規定)  
大幅な見直しを予定。U.S.AがULの規定を追加しようとしたが受け入れられなかった。JIS化必要。
- ・ IEC60664-4 (30kHzを超える高周波に関する規定)  
TRを見直し、新規に基準として制定。主にインバーターモーターに関する規定となる。

- ・ IEC60664-5(2mm以下の絶縁協調)  
新規制定。主にプリント基板に適用される。汚損度やCTIではなく、湿度による影響を重視した内容。

機会がありましたら、IEC60664-5についてもご紹介したいと考えています。

## 5. まとめ

TC109は、これまで述べたように基本安全規格を扱っています。このような規格は間接的に製品設計に影響を与えますが、直接的ではなく共通的で学問的な要素が強いため、日本を含めて世界的に規格作成のエキスパートが少ない状況です。このため、国際規格でありながらドイツでの研究のみで規格が制定されているのが現実です。国際会議の常時出席者も、ほとんど欧州の委員で構成され、しかも10名程度(うちドイツ4名)です。

このような状況なので、基本規格でありながら、規格改正の頻度が多く、しかも内容が複雑になる方向にあります。多くの製品安全規格に関わる方は、このような改正頻度に戸惑いを感じていますが、実験で示される案には経験的な感覚では対応できること、および複雑にはなるが緩和される傾向にあるということで、反対意見は多くありませんでした。最近では、IEC60664-4について5カ国程度が規格に反対していますので、徐々に規格の複雑化を懸念する傾向もあります。

また、製品設計をコンパクトにすることがTC109の目的の1つになっており、今後は、今までの寸法規定に加えて電気的試験による性能規定を代替する案が増えてくると予想されます。そうなると、ますます今までの経験より理論を優先されることになり、規格を理解する力が要求されます。したがって、今までのように適合性をノギスで測定して確認すればよいという検査方法から、複雑な知識と検査技術が要求されることになります。当然、検査には時間がかかるようになり、製品安全規格に関わる試験を行う者にとっては、非常に厄介です。できれば、「簡単かつ明瞭で、技術進歩を妨げないような規定」を関係者は望んでいます。

いずれにせよ、日本もこの規格につねに関心を持ち、規格の内容を理解し続けることができる人材を数多く確保しておく必要があると思われます。

## 6.追加情報 <国際会議報告>

平成15年9月16日～17日にスイスのバーゼルでTC109MT1&2が開催されました。出席者は9名（うちドイツ4名）でした。

この会議において、本誌でご紹介した日本のデビエーション（日本の標準電圧に対する規定の明確化）は、トップ議題に取り上げられました。北京会議では、日本からin some country note（日本のみ適用）の形で提案しましたが、今回の会議では日本のみの適用では規格がわかりにくくなるということから、規格本文を改正することになります。

具体的には、JETレポートVol. 20のP4表1にある「ラインと中性極間の電圧」の100Vという電圧を90Vに変更することになりました。これにより、表1において100Vは150Vラインを使用することが規格本文で明確になります。

この改正案は、今年度中にCD文書となります。各国の反対がなければ、IEC60664-1の次版（第2版）の発行は2006年の予定です。その後、IEC60664-1の改正に伴

い各製品個別規格の見直しが順次なされると思いますので、IEC60664-1を引用している製品個別規格に準じて製品を製造される方々および国内の整合規格作成に関係している方々は、今回の情報を考慮した上で種々のご検討をされることが望れます。

また9月17日には、上記の会議終了後にTC109WG3が続けて開催されました。この会議は、IEC60664-4（高周波絶縁協調）の規格作成を行うことが目的です。この規格については、内容が難しい点および製品への影響がよくわからない点から、5カ国（フランス、イタリア、スペイン、イギリス、中国）が国際規格（IS）ではなく技術報告書（TR）にするべきであるという意見を提出し、規格化したい幹事国のドイツと対立しています（日本を含めた他の国は意見を提出していないので、現在のところ賛成の立場にいる）。結局のところ、CDV投票で決着をつけることになりましたが、日本が賛成（IS化）と反対（TR化）のいずれに投票するかは、この規格の扱いに大きな影響を与えることになります。

（技術規格部）

## 台湾ぶらぶら紀行②



台湾食事情

台湾は今から8年前に私が初めて訪れた外国で、それ以来7度も訪れるようになりました。今では私の一番好きな国となりました。

2002年6月末より約3ヶ月間の台北滞在中（もちろん仕事で）、やはり楽しみといえば毎日の食事で、今日は何を食べようかと毎日思いを巡らせたものです。

今回はそんな台湾の食事情について、ほんの少しご紹介いたします。台湾と言えばやはり食の国、大衆的なものから高級中華料理まで、デザートを含め、バリエーションの豊富さ、食べるこだわり、どん欲さには驚かされます。

幸い私は何でもおいしく頂くことが出来、辛い物、香辛料、昆虫、爬虫類も平気で、現地の人からあなたは立派な台湾人とお墨付きを頂きました（？）。

台湾名物の夜市では、ぐるっと一周すれば前菜から、メイン、デザートに至るまでフルコースを堪能することができます。人々の活気と、おいた、霧島氣を満喫しながら、手には台湾名物腸詰め焼きのスライス（二三ニクスライス付きで50元、日本円で約200円）を袋にぶら下げ、歩き疲れれば屋台のいすに座って担担麺を食べ、日本人観光客の会話と串刺しの焼き臭豆腐（臭いはくさやに匹敵）を肴に台湾ビールを飲めば、いつしかおなかいっぱい幸せいっぱいになること間違いなし。

ガイドブックに載っている店より、自分の足で探し見つけた小さな店に至るまでフルコースを堪能することができます。人々の活気と、おいた、霧島氣を満喫しながら、手には台湾名物腸詰め焼きのスライス（二三ニクスライス付きで50元、日本円で約200円）を袋にぶら下げ、歩き疲れれば屋台のいすに座って担担麺を食べ、日本人観光客の会話と串刺しの焼き臭豆腐（臭いはくさやに匹敵）を肴に台湾ビールを飲めば、いつしかおなかいっぱい幸せいっぱいになること間違いなし。

台湾は食以外にも、観光、温泉、マッサージとまだまだおもしろスポット目白押しです。私は台湾観光大使ではありませんが、近くで、安くて、旨くて、安全な外国・台湾に是非行ってみてください。

（関西事業所・肥後利明）

## PASC会議のセッションに参加して

太平洋地域標準会議(PASC)は、ISOやIEC等の国際標準化機関に対する共通意見の形成を行う等の目的で設立され、環太平洋地域約20カ国余りが参加しています。会議は毎年開催され、今年は約90名く日本からは、METIの大蔵官房審議官(基準認証担当)他関係者を含め8名>が参加して、8月20日から8月23日にかけてベトナムのハノイで開催されました。

今回私は、この中の「Electrical Standards」というタイトルのセッションに参加しました。セッションは、私を含めた5名の講演者<グレイ氏(CAB委員長及びIEC副会長)、チュウ氏(IECアジア太平洋事務所)、シャリフ氏(シーメンス、インドネシア)、フラッド氏(IECカナダ国内協議会会長)>と議長でパネルを構成し、それぞれの講演者からテーマ毎(日本からのテーマは、「The importance of IEC international standards and conformity assessment schemes in meeting regulatory needs in Japan」)にプレゼンテーションを行い、後に関連質問を受

け付ける形式でセッションが進められました。

当方からは、電気用品安全法に関する事項(電安法でカバーされる品目、特定電気用品適合性検査申込手続き、CB証明書の活用、Sマーク申込手続き、JIS規格との関連、最近の動向等)を紹介するとともに各国がIEC規格や認証制度を導入することの重要性について訴えました。これに対して、聴講者からはIEC規格でカバーされていないような特殊なものに対する適用規格、電安法における試験規格の位置付け、設計変更の場合の手続き等についての質問が会場からあり、日本に対する関心の高さがうかがえました。

会議には今回初めて参加しましたが、日本メンバーも含め、会議の参加者全員によってISO／IEC規格や認証システムをメンバー各国に普及させるための種々の活動が行われているとの印象を強く受けました。

(技術規格部 佐藤 政博)

## 電気カミソリ用充電器の発火事故に伴う技術基準の改正について

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)から例年出される事故情報に、電気カミソリ用充電器のある特定のモデルについて、複数の事故内容が報告されています。また、同事故については、電気用品事故例調査WG(電気用品安全法によりカバーされる製品を対象に、関係工業会の協力を得ながら事故原因について調査し、必要に応じて技術基準の改正を行うため、電気用品調査委員会の中に設置されているもの)においても報告されたことから、同WGで事故原因について調査し、技術基準改正の要否について検討が行われました。

事故原因については、充電器内のヒューズ抵抗器に過電流が流れ、ヒューズ抵抗器が回路を切断する際の発熱により、ヒューズ抵抗器の充填材が炭化導電路となつたため、ヒューズ抵抗器が溶断した後も導通状態が持続し、

発火に至ったものと考えられております。

ヒューズ抵抗器は溶断時に赤熱を伴うため、機器の設計にあたっては、溶断時の赤熱の影響を必ず考慮する必要があります。

同WGでは、現行技術基準の拡大解釈によって対応するのではなく、技術基準を改正する必要があると判断し、また、改正にあたっては、このような事故を回避するような設計を容易に認識できるようにすることに主眼が置かれました。

改正案は、経済産業省HPのパブリックコメント結果報告(<http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>)で紹介される予定です。

(技術規格部)

## 電気製品のIEC整合規格対応に向けて

### ～ J E T 認証部品等登録サービスと C M J 登録のおすすめ ～

#### 電気製品のIEC整合規格対応に向けて

自己責任を前提とした規制改革の動きを背景として、事業者の自己確認または自主検査を基本とした制度への移行が進められ、電気用品安全法を始めとする製品安全規制に係る基準認証制度の根本的な見直しが行われています。また、「規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)」では、基準認証関係において、基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討することとしています。

電気用品安全法は、その技術基準の省令2項において、IEC規格に日本独自の差異を考慮した基準(IEC-J規格)が採用されていますが、この省令2項の技術基準にIEC整合JISが引用されつつあります。また、技術基準の性能規定化では、規制当局があらかじめ技術基準に適合すると認められる仕様規定を例示として公表する例示規格としてJISを用いることが検討されています。

例示規格にJISが採用されると、原則的にはIEC整合規格(=省令2項基準(IEC-J規格))になることから、電気製品についても、現行の省令1項基準からIEC整合規格に適合するように設計・製造された製品に逐次移行することになります。

IEC規格による製品の規格適合性試験では、製品に組み込まれる部品・材料の要求事項が省令1項基準とは異なり、部品・材料の規格適合性確認に要する時間が増えることになります。このようなことから、欧米諸国で一般的に行われている第三者認証制度では、製品の迅速な規格適合性確認を目的に、部品・材料の認証制度が以前から一般化し、製品の製造メーカーは認証された部品・材料を積極的に調達することで、信頼性の向上と製品の規格適合性確認時の期間短縮・費用軽減を実現しています。

家電機器等の製品のIEC整合規格対応へのスムーズな移行のためには、製品製造メーカーのIEC整合規格への移行時期にあわせ、先行して部品・材料認証をすすめることが重要となります。

#### JET認証部品等登録サービスから

##### CMJ登録へのおすすめ

電気製品の規格適合性確認を経済的・効率的に行うために、部品・材料を事前に登録する制度が「JET認証部品等登録サービス」です。このサービスは、国際ガイドに基づいて運営されていることから、将来的に国内外で通用する登録結果をご提供することができます。また、お客様のご希望により、CMJ登録制度への登録も可能で、当該登録結果は、複数の国内認証機関で活用されることになります。

##### 【登録の対象は?】

当該登録サービスの対象となる部品・材料は、安全性を試験によって確認することを要求されている全てのもので、登録効果が高い汎用部品として、コンデンサ、スイッチ、リレー、ヒューズ等が掲げられます。

##### 【部品・材料メーカーが登録するメリットは?】

電気製品の規格への適合性確認には、部品・材料の試験が必ず伴いますので、製品製造メーカーは、自社製品の規格適合性確認を経済的・効率的に行うために幅広い登録品を調達することから、市場性の向上が図られます。

##### 【製品製造メーカーが登録品を使用するメリットは?】

調達する部品・材料について、国際的技術力を有する第三者のJETが規格適合性を確認し、登録後は製造工場に対する定期工場調査やサンプリング試験等のフォローアップが行われ、安全と品質が維持・管理されていることで、安心してご使用いただけます。また、S-JET認証等で登録品の試験が省略されることから、経済的・効率的に認証が得られます。

##### 【お申し込み・お問い合わせ先】

適用規格、納期、料金等のご相談は、東京、横浜、関西の各事業所で承っております。また、IECEE-CB制度に基づくCBレポートの活用や出張試験なども承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

(企画広報部)

# 皆様のご相談にお答えします

## 電気用品安全法の対象・非対象事例

### 事例1

この製品は、光源に白色発光ダイオードを用いた充電式の携帯電灯です。

発光ダイオードは基板にはんだ付けしているので交換できません。

この製品は電気用品安全法の対象となりますか。

### JETの 判 断

当該製品は、発光ダイオード（電子発光体）を照明目的に利用されるものであり、特定電気用品以外の電気用品の「充電式携帯電灯」で対象となります。

### 事例2

この製品は、二次電池を内蔵した電子式の腕時計で、付属の充電器とともに使用されるものです。二次電池への充電は、充電器側コイルから発生する磁束を、電磁誘導作用によって腕時計側コイルが受けて行われます。

この製品は電気用品安全法の対象となりますか。

### JETの 判 断

当該製品は、特定の充電器と組み合わせて電磁誘導方式で充電して使用されるものであって、かつ、時計機能は電子機構によるものであることから、全体で特定電気用品以外の電気用品の「電子時計」で対象となります。

### 事例3

この製品は、電解槽で塩酸溶液を電解し、水で適正濃度まで希釀して電解除菌水を製造するものです。電解によって発生した活性塩素が水に溶けて除菌効果を発揮します。

この製品は電気用品安全法の対象となりますか。

### JETの 判 断

当該製品は、電気分解によって除菌水を生成するものであり、特定電気用品以外の電気用品の「医療用物質生成器」で対象となります。

### 事例4

この製品は、ケーブルテレビ伝送機器で、集合住宅に信号を引き込む際に信号を增幅するために使用するものです。

この製品は電気用品安全法の対象となりますか。

### JETの 判 断

当該製品は、アンテナからの信号を増幅するものではありませんが、ケーブルテレビ伝送機器としてテレビジョン信号を増幅するためのアンプであり、特定電気用品以外の電気用品の「テレビジョン受信機用ブースター」で対象となります。

# 試験現場 NOW <14>

## 冷機グループ

私たち横浜事業所「冷機グループ」は、主に電気冷房機・電気冷蔵庫類・冷蔵用のショーケース類などの冷凍機搭載製品と、電子冷蔵庫(ペルチェ式)、ヒートポンプ給湯機などの安全試験(電気用品安全法技術基準・IEC規格など)を行っています。

業務内容としては、PSE適合性検査・S-JET認証・その他一般試験依頼です。

一般試験依頼では、IEC-J等のIEC整合規格に対応したお客様の製品試作機の試験なども承ります。

また、お客様のご要望により、環境試験室で製品の性能面の測定(製品の温度分布・設定温度



到達時間測定・冷蔵庫の消費電力量測定(JIS C 9801 15項)なども承ります。

横浜事業所 冷機グループ  
TEL:045-582-2564  
FAX:045-582-2671

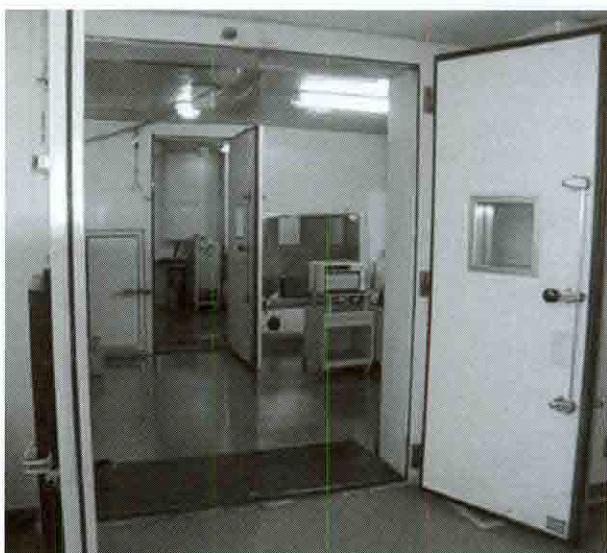
# JETの試験設備 <14>

## 環境試験室

横浜事業所の環境試験室は、電気冷房機などを技術基準の省令2項(IEC60335-2-40整合規格)で試験する際に要求される室外機及び室内機のそれぞれの環境(周囲温度及び湿度)が設定できるよう2室で構成され、これらの室を独立したコントローラーにより制御することができます。

環境試験室は、上記の2室タイプが3セット、また、風量を抑制した環境試験室を1室保有しており、それぞれの環境温度は2室タイプで2~55℃、1室タイプで15~30℃に設定が可能です。なお、風量を抑制した環境試験室では、電気冷蔵庫の消費電力量(JISC9801:15項)に対応できます。

また、お客様の設備貸与のニーズにお応えし、厳しい温度・湿度の環境条件下での製品の運転性能及びデータサンプリング等にご利用戴くことができます。



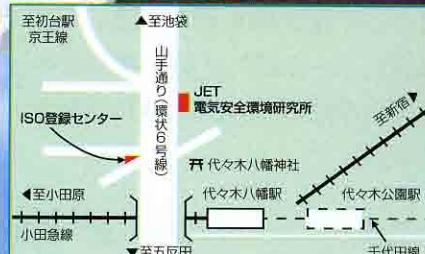
環境試験室は、年間を通して使用頻度が高いため、ご利用の際にはお手数ですが予め下記担当グループまでご連絡頂くようお願い申し上げます。

横浜事業所 冷機グループ  
TEL:045-582-2564  
FAX:045-582-2671

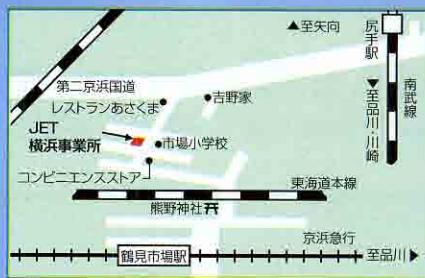
# <お問い合わせの際はこちらまで>

## [ 本 部 ] TEL FAX

●東京事業所 tokyo@jet.or.jp	03-3466-5234	03-3466-9219
●事業推進部 bdp@jet.or.jp	03-3466-5160	03-3466-5297
●製品認証部 pcd@jet.or.jp	03-3466-5183	03-3466-5250
●工場調査部 info@jet.or.jp	03-3466-5186	03-3466-9817
●研究部 info@jet.or.jp	03-3466-5126	03-3466-5204
●国際事業部 okusai@jet.or.jp	03-3466-9818	03-3466-5297
●企画広報部 center@jet.or.jp	03-3466-5162	03-3466-9204
●電気製品安全センター center@jet.or.jp	03-3466-9203	03-3466-9204
●総務部 info@jet.or.jp	03-3466-5307	03-3466-5106



■本部 〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12  
 ■ISO登録センター 〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町33-8  
 (元代々木サンサンビル)



■横浜事業所 〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮  
 1-12-30

## [ ISO登録センター ] TEL FAX

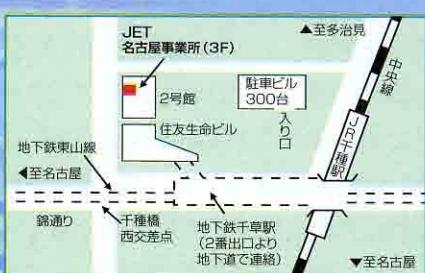
●管理部 isorc@jet.or.jp	03-3466-9690	03-3466-8388
●品質認証部 jetqm@jet.or.jp	03-3466-9741	03-3466-8388
●環境認証部 jetec@jet.or.jp	03-3466-9242	03-3466-9820



■関西事業所 〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1

## [ 横 浜 事 業 所 ] TEL FAX

●横浜事業所 (代表) yokohama@jet.or.jp	045-582-2151	045-582-2671
●技術規格部 info@jet.or.jp	045-582-2356	045-582-2384



■名古屋事業所 〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵3-15-31  
 (住友生命千種第2ビル3階)

## [ 関 西 事 業 所 ] TEL FAX

●関西事業所 (代表) kansai@jet.or.jp	06-6491-0251	06-6498-5562
---------------------------------	--------------	--------------

## [ 名 古 屋 事 業 所 ] TEL FAX

●名古屋事業所 (代表) nagoya@jet.or.jp	052-937-6131	052-937-6141
----------------------------------	--------------	--------------